

令和3年度 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）の改定について

令和3年4月からの任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）は、
32万円（令和2年度従前34万円）に改定します。
退職時の標準報酬月額が32万円以上の該当者は32万円となります。

くわしくは

[「保険料の決め方」](#) （← クリックすると対象ページへ移動します）

[「会社を退職したとき」](#) （← クリックすると対象ページへ移動します）

をご覧ください。